資料１

アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）について

平成 27 年 9 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

本年 9 月 11 日（金）、アジア太平洋経済協力機構（APEC）財務大臣会合（フィリピン セブ）において、日本、オーストラリア、フィリピン、韓国、ニュージーランド、タイの６か国は、アジア地域ファンド・パスポート（ARFP: Asia Region Funds Passport）の枠組み創設に向けた合意表明（SOU: Statement of Understanding）に署名し、公表した。【別添参照】

１．経緯

- ARFP 構想は、2009 年 11 月にオーストラリアが国際金融センター構想の一つとして打ち出し、2010 年以降、APEC が議論の場を提供
- 2013 年 9 月、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、シンガポールの４か国は、ARFP 創設のための趣意書（SOI: Statement of Intent）に署名
- その後、上記４か国にフィリピン及びタイを加えた６か国で構成される作業グループは、2014 年 4 月と 2015 年２月の２回にわたり ARFP の統一基準等に関する市中協議文書を公表

（公表資料等を基に事務局作成）

２．ARFP の概要

- ARFP の枠組み参加国のうち、ファンドの設定国（ホーム国）において一定の承認を受けた公募ファンドについては、販売国（ホスト国）での認証を経てクロスボーダー販売できるようになる仕組み
- ファンドが ARFP としての承認・認証を得るためには、今後、SOU 署名国が中心となって取りまとめる、ARFP ファンドの運用、ガバナンス等の水準を一定以上に保つための基準（ARFP ルール）を満たす必要がある。
- ホスト国・ホーム国当局は、ファンドが ARFP ルール等に合致しなくなった場合、販売停止等の措置を取ることができる。
- ファンドの組成に関してはホーム国の規制、販売勧誘・情報開示に関してはホスト国の規制に従うこととなっており、ホスト国では ARFP ファンドを輸入する際の既存の届出規制、開示規制等を任意に緩和することも可能

３．ARFP の目標

- アジア地域経済発展のための資金調達に向けた、アジア地域の資本市場の深化
- 健全な経済成長を支援する観点から、アジア地域の金融市場及び投資運用業の専門性、能力及び国際的な競争力の強化
- アジア地域の貯蓄が域内で循環することを促進し、アジア地域の投資に利用可能な資金プールの拡大
- 各参加国の投資家に対し、より多様な投資機会を提供し、ポートフォリオのより適切な管理及び投資目的の達成
- 投資家保護及び公平、効率的かつ透明性のある金融サービスを促進する法制度を維持し、金融の安定性を支援し、集団投資スキームの管理及び流通に関する高い水準を提供

（公表資料等を基に事務局作成）

４．ARFP ファンド承認プロセス

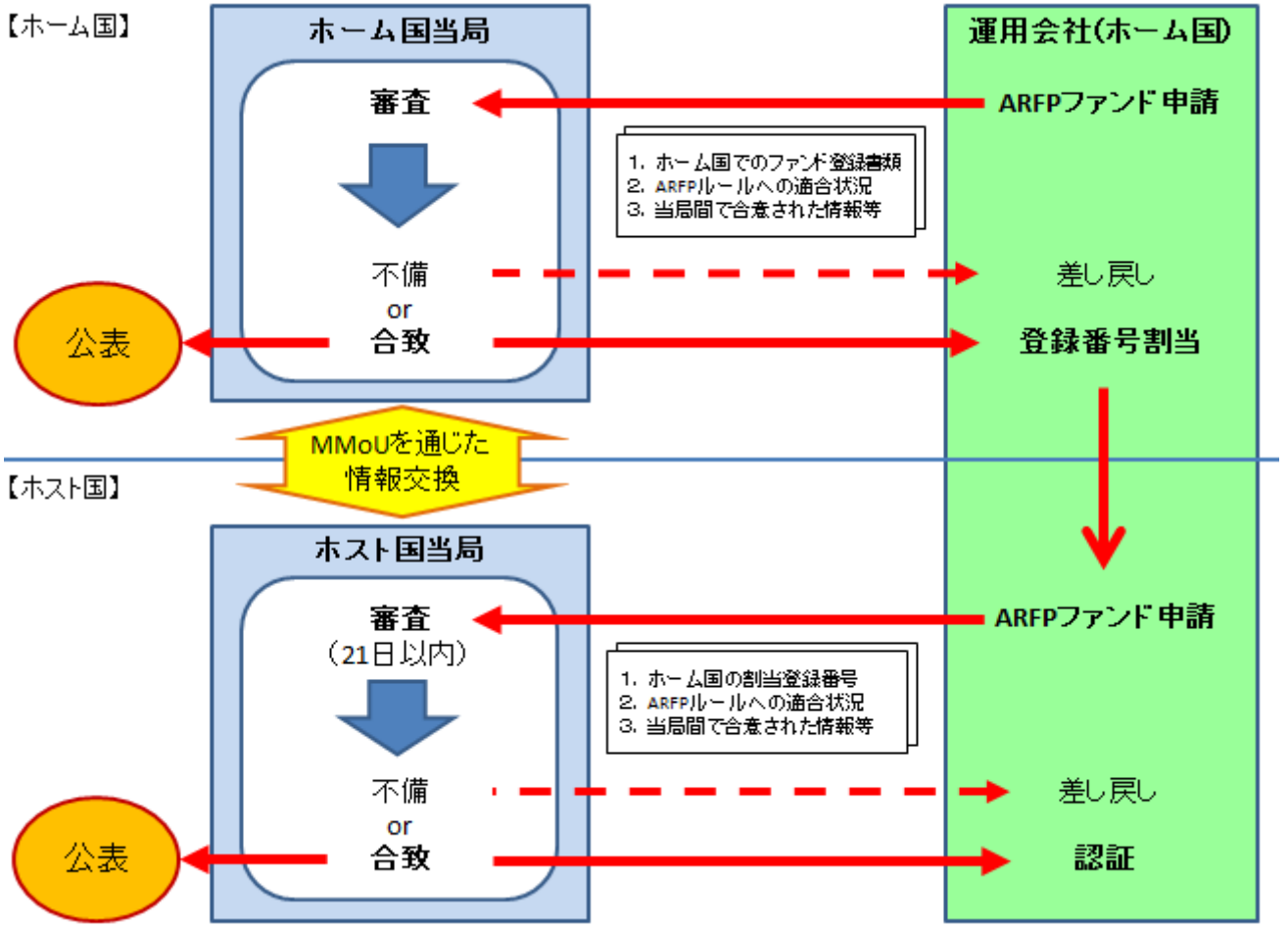

（公表資料等を基に事務局作成）

５．ARFP ルール（主なもの）

	ルール	内容
募集要件	ホーム国での募集要件	ホーム国において一定の募集を行ったファンドをホスト国に持ち込むこと
監視要件	独立取締役の設置	独立取締役が ARFP ルールへの適合状況をモニターし、違反があれば監督当局に直接報告すること
	外部監査人によるコンプライアンスレビュー	監査法人等による法令順守状況等のレビューを年１回実施すること
財産要件	ファンド運用者の資本金要件	運用会社は、100 万米ドル＋（運用資産残高－5 億米ドル）×0.1%（上限 2000 万米ドル(25 億円)）の資本金を有すること
	ファンド運用者の運用財産要件	運用会社は、3 億米ドル（360 億円）以上の運用財産を有すること
投資要件	投資対象の制限	投資対象は、「譲渡可能有価証券、通貨、預金、金預託証書、短期金融商品」又はこれらを対象とするデリバティブ取引等に限ること
	デリバティブ取引の制限	原資産の価格下落が収益に繋がるデリバティブ取引を行わないこと（ヘッジ取引を除く）
	空売りの禁止	引き渡し可能な権利又は当該権利を得るための契約を有している資産に限り売却すること
	同一法人等への投資制限	運用財産の 10%を超えて同一の法人・取引に投資しないこと

※ 今後変更される可能性あり。

（公表資料等を基に事務局作成）

６．対象となるファンド

- 公募の集団投資スキームで、譲渡可能有価証券、通貨、預金、金預託証書、短期金融商品を投資対象とし、かつ、原資産の価格下落に賭けるデリバティブ取引や空売りを行わないなどの ARFP ルール上の制約から、流動性のある有価証券を中心にロング戦略で運用する、比較的プレーンなタイプの公募（外国）投資信託が想定される。

７．SOU 署名以降のスケジュール（想定）

時期	作業
2015 年 12 月まで	SOU 署名国を中心に ARFP のルールの最終化
2015 年 12 月末	参加国による合意覚書（MOU）への署名
2017 年 6 月まで（MOU 締結から１年半）	各国での国内ルール整備のための準備期間（努力目標）
2017 年 7 月以降	２国以上で準備が完了次第、制度が利用可能に

（公表資料等を基に事務局作成）

８．他のアジアファンド・パスポート構想

（１）ASEAN CIS フレームワーク

2007 年に東南アジア諸国連合（ASEAN）が公表したクロスボーダーファンド導入の構想。2013 年 10 月、マレーシア、シンガポール及びタイが規制関連の最終調整に関する覚書に署名。2014 年 8 月から制度運用開始

（２）香港中国相互承認制度構想

HKFSC（香港証券先物委員会）と CSRC（中国証券業監督管理委員会）が検討を進めている、香港籍ファンドと中国本土ファンドの相互販売を認める制度。同構想について公表されている資料は殆どなく、導入時期など詳細は不明

以　　上

（公表資料等を基に事務局作成）

(別添)

アジア地域ファンド・パスポート創設についての声明（仮訳）

前　文

アジア地域の各エコノミーは、金融市場間のより良い関係構築の重要性を認める。

各エコノミー間の法令及び規制上の差異がひきおこしている、クロスボーダー金融取引上の障壁を減少させるため、アジア地域の各エコノミーが協力を行うことで、より深度があり効率的な金融市場の構築を進めることが可能である。また、そのことにより持続的かつ健全な経済成長に寄与することが出来る。

この目的に向けて、アジア地域の各エコノミーは、域内の集団投資スキームのクロスボーダー販売の促進のため、長期的に、最大限の範囲での相互認証に基づく多国間の枠組みの策定に取り組んできた。

豪州、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイで構成されるアジア地域ファンド・パスポート作業グループは、域内の他の関係エコノミーと共に、ファンド・パスポートの進展に向けた努力を継続してきた。

合意声明

我々、豪州、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン及びタイの財務省又は金融当局は、

a. アジア地域ファンド・パスポート（以下、「パスポート」）を創設し参加する意図を共有する。当該パスポートは、一旦施行されれば、参加エコノミーにおける適格集団投資スキームのクロスボーダー販売を促進するものである。

b. 以下の目標を共有する。

i. アジア地域経済発展のための資金調達にむけ、アジア地域の資本市場の深化を行い、

ii. 健全な経済成長を支援する観点から、アジア地域の金融市場及び資産運用業の能力、専門性及び国際的な競争力の強化を行い、

iii. アジア地域の貯蓄が域内で流通することを促進し、アジア地域の投資に利用可能な資金プールの拡大を図り、

iv. 各参加エコノミーの投資家に対し、より多様な投資機会を提供し、ポートフォリオのより適切な管理及び投資目的の達成を可能とし、

v. 金融サービスのための市場の、投資家保護及び公平性、効率性及び透明性を促進する法・規制の枠組みを維持し、金融の安定性を支援し、集団投資スキームの運用及び流通に関する高い水準を提供する。

そして、以下の事項の取極めを行った。

1. 我々は、誠実かつ友好的に作業に取り組み、パスポートの指針となる原則及び基本的な取極めの策定、協議及び改善を行った。

2. 我々は、パスポートに参加する意図がある。

3. 我々は、政府、関係機関又は証券規制当局が、パスポートの実施にかかる協力覚書に責任を有し、署名することを認める。

4. 我々は、関係政府、機関及び規制当局が、パスポートの業務開始及び効率的な業務遂行を可能とするために必要な全ての事柄を最終化する意図がある。

5. 我々は、本声明で定められた協力が、協力覚書に定義された国内法及び規制並びに国際法上の義務と一貫性のある形で実施されることを意図している。

6. 我々は、必ずしも本声明の全ての参加エコノミーが創設当初からパスポートへの参加を選択するとは限らず、現在の規制、経済及び市場環境により参加できないエコノミーがありうることを認める。長期的にパスポートがより包括的な取組みとなるようにするという共通の目的に基づき、我々は、パスポートの運用開始後も、各エコノミーの固有な状況に応じて、適切な時期に適格なエコノミーが参加することが認められるようにする意図がある。適格エコノミーには以下の本声明の参加者以外のエコノミーも含まれることがある。

7. この声明は、2013 年 9 月 20 日にインドネシアのヌサドゥアで各国財務大臣が署名したアジア地域ファンド・パスポート創設のための意図表明文書に全体として代わるものである。

8. この声明は、参加者の認識を具体化したものであり、これによって法的拘束力のある権利若しくは義務が生じ、権利が付与され、又はそれぞれの法域において施行若しくは適用されている法及び規制が変更又は廃止されるものではない。

9. この声明の署名者は、本声明を実行する正当な権限を有する。

Asia-Pacific
Economic Cooperation

STATEMENT OF UNDERSTANDING

ON THE ESTABLISHMENT OF THE

ASIA REGION FUNDS PASSPORT

Preamble

Economies in the Asia region (the region) recognise the value of creating better connections between their financial markets.

Working together to reduce the barriers to cross-border financial transactions, created by differences between economies' laws and regulations, economies in the region can further the development of deeper and more efficient financial markets which, in turn, can contribute to sustainable and sound economic growth.

To this end, economies in the region have been working to develop a multilateral arrangement that aims to be, in the longer term, based on mutual recognition to the fullest extent possible to facilitate cross-border offers of collective investment schemes in the region.

The Asia Region Funds Passport Working Group, which consists of Australia, Japan, Korea, New Zealand, the Philippines, Singapore and Thailand, continues its efforts to progress the Passport alongside other interested regional economies.

Statement of Understanding

We, the Ministries of Finance or agencies from Australia, Japan, Korea, New Zealand, the Philippines and Thailand (collectively referred to as "we" in this Statement of Understanding):

a. Sharing an intention to establish and participate in the proposed Asia Region Funds Passport (the Passport) which, once implemented, will facilitate the cross-border offering of eligible collective investment schemes in economies participating in the Passport;

b. Sharing the goals of:

i. deepening the region's capital markets to attract finance for economic growth in the region;

ii. strengthening the capacity, expertise and international competitiveness of financial markets in the region and the funds management industry, with a view to supporting sound economic development;

iii. facilitating the channelling of the region's savings within the region, and growing the pool of funds available for investment in the region;

iv. providing investors in each of the economies with a more diverse range of investment opportunities, enabling them to better manage their portfolio and meet their investment objectives; and

v. maintaining the legal and regulatory frameworks which promote investor protection, fair, efficient and transparent markets for financial services, supporting financial stability and providing high standards in the management and distribution of collective investment schemes;

Have made the following arrangements:

1. We have worked together in good faith and friendship to develop, consult on, and refine the guiding principles and basic arrangements for the Passport.

2. We intend to participate in the Passport.

3. We acknowledge that the Asia Region Funds Passport Memorandum of Cooperation (MOC) on the implementation of the Passport will be signed by our respective governments, the relevant domestic agencies, or the securities regulators with the authority to be responsible for and to sign the MOC.

4. We intend that our respective governments, relevant domestic agencies or regulators will finalise all necessary matters to enable the Passport to commence operation and to operate in an efficient manner.

5. We intend to implement the cooperation set out in this statement consistently with our domestic laws and regulations to be defined in the MOC and with our obligations under international law.

6. We recognise that not all participants to the Statement of Understanding may choose to participate in the Passport from the outset, and that others may be unable to do so due to their current regulatory, economic or market conditions. Reflecting our shared objectives to ensure that the Passport becomes, over time, an even more inclusive initiative, we intend to ensure that, after its commencement, the Passport will remain open for participation by subsequent eligible economies from such time as is appropriate to their particular circumstances. Such eligible economies may include economies not among the participants below.

7. This Statement of Understanding replaces in its entirety the Statement of Intent on the establishment of the Asia Region Funds Passport signed by Finance Ministers in Nusa Dua, Indonesia on 20 September 2013.

8. This Statement of Understanding embodies the recognition of the participants and does not create any legally binding rights or obligations, confer any rights, or modify or supersede any laws and regulations in force, or applicable in, our respective jurisdictions.

9. A signatory to this Statement of Understanding has the appropriate authority to be responsible for the arrangements under this Statement of Understanding.

（参考）

日証協（国）27第6号
日証協（公）27第43号
平成27年9月14日

外国証券事務担当者殿
投資信託担当者殿
特別会員投資信託担当者殿

日本証券業協会
国際部長　宮原史明
公社債・金融商品部長　丸野雅人

アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に関する説明会の開催について

御高承のとおり、現在、アジア太平洋経済協力会議（APEC）の一部参加国において、「アジア地域ファンド・パスポート（Asia Region Funds Passport）」（以下「ARFP」という。）（注）の創設に向けた検討が行われております。

今般、本協会及び投資信託協会では、ARFPの創設に向けたAPECでの現在の検討状況等につきまして、協会員の皆様に御理解いただくため、金融庁御担当官をお招きし、下記により説明会を開催することといたしましたので、御通知申し上げます。

参加を希望される協会員におかれましては、別添「参加申込書」により、9月18日（金）17時までに、協会ＷＡＮ双方向機能によりお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

（注）ARFPとは、ARFPの枠組み参加国のうち、ファンドの設定国（ホーム国）において一定の承認を受けた公募ファンドについては、販売国（ホスト国）での認証を経てクロスボーダー販売できるようにする仕組み。（APEC ARFPウェブサイト http://fundspassport.apec.org/）

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

記

１．開催概要

日 時　平成 27 年９月 28 日（月）午後２時～（１時間半程度を予定）

場 所　東京証券会館ホール

東京都中央区日本橋茅場町１－５－８ 東京証券会館８階

http://www.ts-kaikan.co.jp/accessmap.html

テーマ・説明者（予定）

「アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）について」

金融庁 総務企画局 総務課 国際室 御担当官

２．申込方法等

(1) 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を御記入のうえ、９月 18 日（金）17 時までに、協会ＷＡＮ双方向機能にてお申し込みください。協会ＷＡＮ双方向機能による申込手順については、別紙「協会ＷＡＮによる申込手順」を御参照ください。

(2) 注意事項

① 会場の収容人員の関係上、原則１社２名までの参加とさせていただきます。

② 別紙「参加申込書」に御記入いただいた役職・氏名等の個人情報につきましては、本説明会の出欠の確認及び連絡以外の目的で利用することはありません。

３．その他

本説明会の模様については、資料及び説明要旨を、後日、御通知申し上げます。

以　上

○ 本件に関するお問い合わせ先 …… 公社債・金融商品部

外国証券取引担当（TEL：03-3667-8514）

本協会では、５月１日から 10 月 31 日までの間、「クールビズ」を実施しております。説明会に御出席の際、軽装でお越しいただきますようお願い申し上げます。

資料２－１

平成 28 年度税制改正に関する要望

平 成 ２７ 年 ９ 月
日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所

我が国経済は、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果に加え、スピード感を持った成長戦略の一体的な推進により多くの企業が過去最高の企業収益を記録するなど力強さを取り戻し、新たな成長局面を迎えつつあります。

政府の「日本再興戦略」（改訂 2015）においては、経済の好循環の維持、持続的な成長のためには「投資」が必要であるとされており、金融資本市場については「投資家にとって魅力ある」、「家計資産が成長マネーに向かう活発な」市場の実現を目指すとされています。

こうした認識のもと、この「日本再興戦略」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

つきましては、平成 28 年度税制改正に関し、昨年から開始された NISA（少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう非課税制度の恒久化、拡充及び簡素化を図ることや、金融資産の世代間移転を後押しする相続税等に関する税制優遇措置など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅰ　家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等

１．NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

① NISA 及びジュニア NISA について、中長期的な投資による資産形成の支援を目的としている観点から、非課税期間の恒久化を図ること

② NISA 及びジュニア NISA について、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること

③ NISA 及びジュニア NISA の非課税期間の恒久化を前提として、スイッチング（NISA

口座及びジュニア NISA 口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすること）を認めること

④ NISA 利用者の利便性向上の観点から、NISA 口座開設手続について、個人番号による重複口座確認を行うことにより住民票の写し等の提出を不要とすること。また、既に住民票の写し等により重複口座確認が行われている者が NISA 口座開設時又は番号法整備法の経過措置期間中に NISA 口座に係る個人番号の告知・税務署への提供が行われた場合には、改めて個人番号の告知等を不要とする措置を講じること

２．確定拠出年金制度の拡充

確定拠出年金制度が広く国民に普及された制度となり、公的年金制度を補完するものとして充分に機能するよう、次の措置を講じること

① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

② 拠出限度額については、マッチング拠出のあり方の議論も踏まえて、適切な額に引き上げること

③ 中途引出要件を緩和すること

Ⅱ　投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等

１．金融所得課税一体化の促進等

① 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引（注１）を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注１）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算範囲に加えること

（注２）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

② 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第 37 条の 11 第２項に規定する「上場株式等」の範

囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

２．上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

○ 投資リスクの軽減を図る観点から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行３年間）を延長すること

３．上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

○ 投資リスクの軽減を図る観点から、毎年の確定申告を前提として、上場株式等の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられるようにすること

４．上場株式等の相続税評価額等の見直し

① 上場株式（ETF 及び REIT を含む。）並びに公募株式投資信託については、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと

② 相続財産間の不均衡是正のために、相続税における物納財産としての上場株式（ETF 及び REIT を含む。）及び公募社債並びに公募証券投資信託の順位を国債・地方債・不動産と同様に第一順位とすること

③ 金融資産の世代間移転を後押しする観点から、親子二世代等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

５．配当の二重課税の排除

○ 配当の二重課税排除の徹底を図ること

６．投資信託・投資法人税制の見直し

① インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人が導管性を果たしつつ、恒久的にインフラ資産を過半超取得・保有することを可能とすること

② 投資信託に係る外国税額控除制度を改善し、併せて要件の見直しを行うこと

③ 日本株指数に連動する上場証券投資信託について、特定株式投資信託と同様に益金不算入制度の対象に追加すること

④ 投資法人に課せられている導管性要件について、判定式等について所要の見直しを行うこと

⑤ 投資信託等の投資対象である外国籍投資スキームの税制上の取扱いを明確化すること

Ⅲ　投資者の利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

１．特定口座制度の拡充

特定口座の利便性向上の観点から、次の措置を講じること。

① 特定口座における譲渡損失の繰り延べを可能とすること

② 特定口座においてラップ口座を取扱う場合に、口座管理料及び投資一任報酬についても取得費及び譲渡に要した費用としての計上を可能とすること

③ 受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、課税上弊害がないことを要件として、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

２．マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

① 投資者の利便性向上の観点から、個人番号が記載された支払調書及び特定口座年間取引報告書が税務署に提出されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること

② 個人番号の漏えいリスク等に鑑み、顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書に記載することとされている「個人番号」を削除すること

③ 個人番号等を授受する機会を極力回避し、漏洩リスクを低減させるため、証券口座を開設する際に、税法上の利子・配当等・償還金等・譲渡対価の告知を行った者（番号法整備法の経過措置期間中の告知を行った者を含む）が、その後に、NISA口座等開設時又は特定口座開設時又は先物取引の差金等決済時若しくは住所変更時等の告知を行う場合には、氏名・住所・生年月日の告知及び住所等確認書類の提示のみで、番号告知及び番号確認書類の提示を不要とする措置を講じること

３．「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

① 外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う外国為替取引及び店頭商品デリバ

ティブ取引に係る証拠金から生じる利子を非課税とすること

② 租税特別措置法第 42 条の 2「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象となる取引の相手方に「外国ファンド」を追加すること

４．その他

① NISA 口座において株式等累積投資等で取得した上場株式(ETF 及び REIT を含む。)について、１株（口）未満の端数についても他の非課税管理勘定に移管（ロールオーバー）を可能とすること

② 「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」等及び「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」の記載事項である「移管を希望する年月日」を「移管を希望する年月日がある場合には、当該希望日」と改めること

③ 大口個人株主が受け取る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の見直しを行うこと

以　上

日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

平成２８年度税制改正に関する要望

【主要項目説明資料】

平成27年９月

日本証券業協会

資料２－２

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

平成28年度税制改正要望における主な要望項目

Ⅰ　家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等

1．NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化
　①非課税期間の恒久化・制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）・・・・・　2頁
　②スイッチング（売却代金の範囲内での再取得）を認めること・・・・・・ 11頁
　③口座開設手続について、住民票の写し等の提出を不要とすること・・・・ 13頁
2．確定拠出年金制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14頁

Ⅱ　投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等

3．金融所得課税一体化の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15頁
4．上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長・・・・・・・・・・・・・ 16頁
5．上場株式等の相続税評価額等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 17頁
6．配当の二重課税の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19頁
7．投資信託・投資法人税制の見直し（インフラファンド）・・・・・・・・ 20頁

Ⅲ　投資者の利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

8．特定口座制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21頁
9．マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進・・・・・・・・・ 22頁
10．「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備　・・・・・・・・・ 24頁

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

１．NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

①非課税期間の恒久化・制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）

項　目	NISA （少額投資非課税制度）	ジュニアNISA （未成年者少額投資非課税制度）
制度を利用可能な者 （口座開設者）	成人（20歳以上）	未成年者（０歳～19歳まで）
口座開設が可能な金融機関	証券会社、銀行、郵便局等	
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託・ETF・REITの譲渡益・配当等	
非課税期間	投資した年から最長５年間 **⇒非課税期間の恒久化を要望**	投資をした年から最長５年間 **⇒非課税期間の恒久化を要望** ※継続管理勘定（ロールオーバー専用勘定）により、平成36年以降、口座開設者が20歳になるまで非課税で保有可能、新規投資不可
年間投資上限額	100万円（平成26年・27年） 120万円（平成28年以降）	80万円
投資可能期間 （口座開設期間）	平成26年１月～平成35年12月末 **⇒制度の恒久化を要望**	平成28年４月～平成35年12月末 **⇒制度の恒久化を要望**

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考１）NISAの目標

＜政府目標（日本再興戦略）＞
- 平成32年（2020年）までに政府目標（投資総額25兆円）を達成

○NISA口座での買付金額（累計）

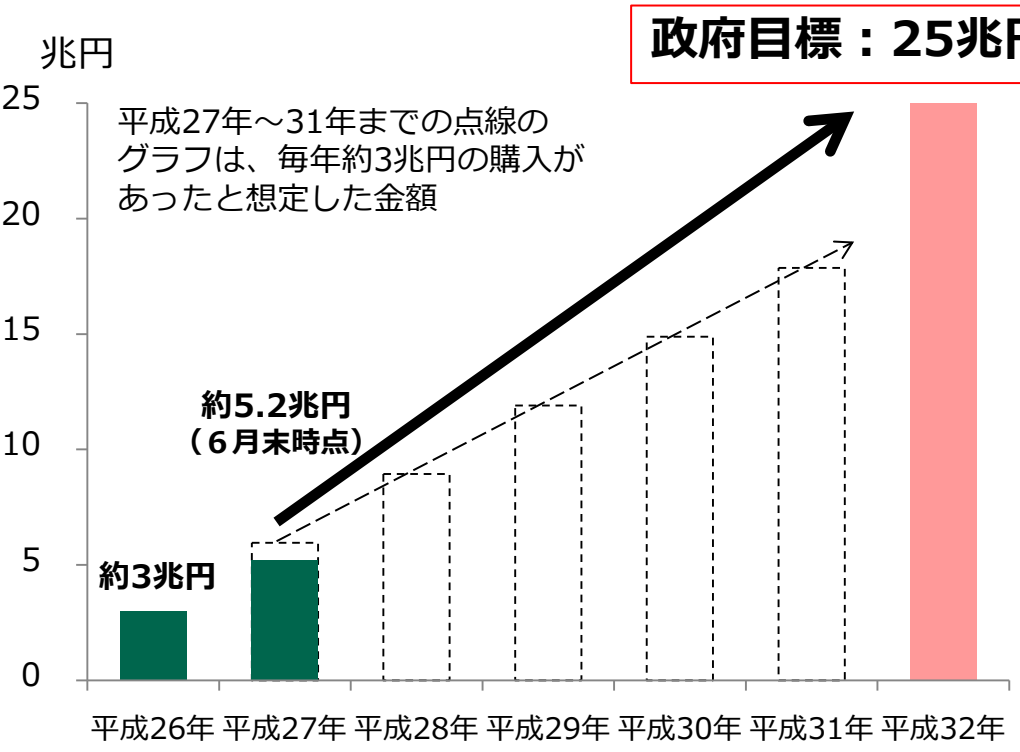

目標を達成するための３つの課題

①投資未経験者の口座数の増加

→効果的な普及・啓発等のさらなる推進

②若年層の口座数の増加

→少額の定時・定額の投資促進
→ジュニアNISAの創設
→中長期的な投資による資産形成の支援

③口座稼働率の向上

→口座開設手続きの迅速化
→中長期的な投資に適した環境整備

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考２）非課税期間（５年）の問題

- ５年後の新規投資が減少し、成長資金の供給に支障を来たす懸念
- NISA積立投資（職域NISAを含む）への影響
  （ロールオーバーによりその年の非課税枠を大きく費消することで、その年の年初あるいは途中から非課税枠での積立投資が継続できなくなる）
- 投資家において移管手続きが必要（手続きを行わないと一般口座へ移管）
- 証券会社では年末に大量の移管依頼があった場合には事務が混乱（年始の売買に影響）

⇒中長期的な資産形成の支援や潜在的な投資家層の投資へのモチベーション向上のためには、非課税期間の恒久化が必要

ジュニアNISAは平成28年4月スタートであるが、非課税期間（５年）の問題点は同じ

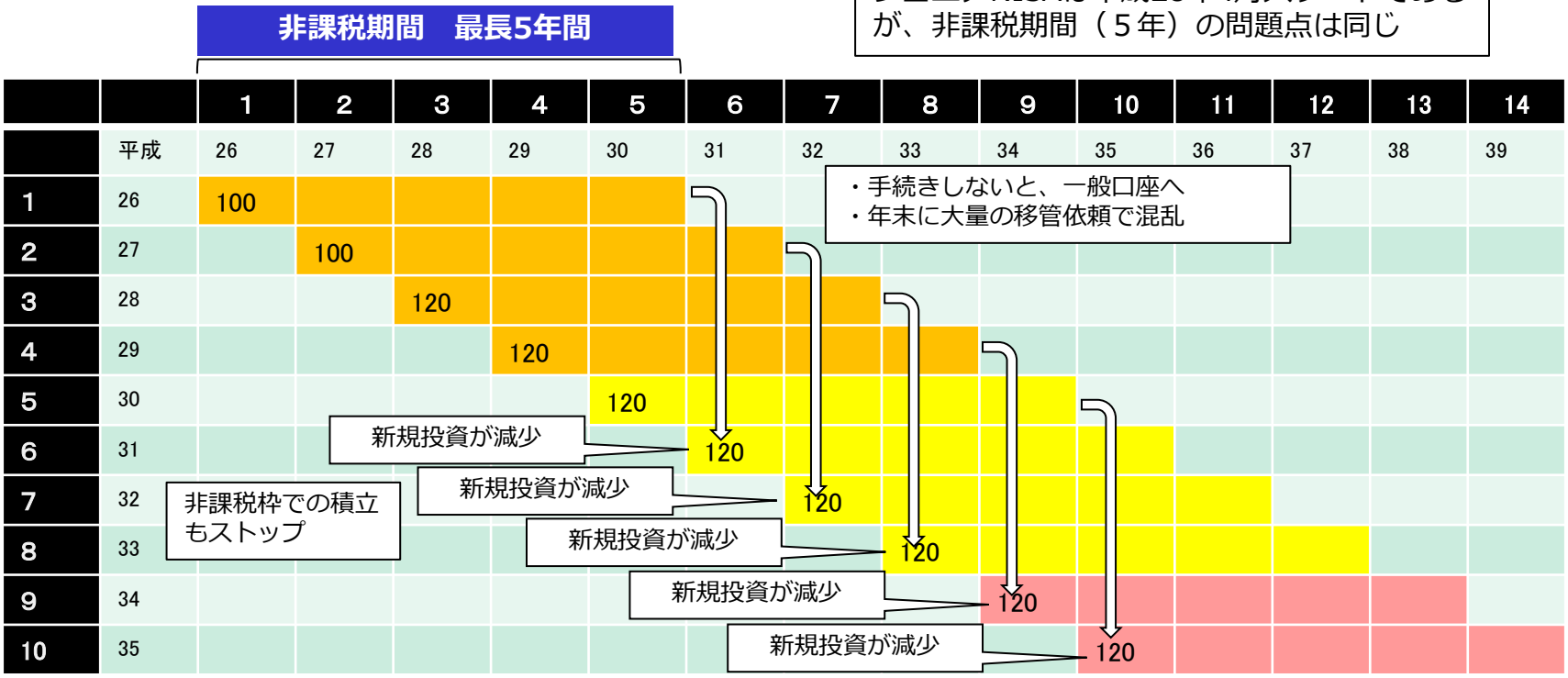

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考３）口座開設期間（１０年※ジュニアは8年）の問題

●誰でもいつでも非課税の恩恵を受けられる制度となっていない
●職域NISAなどの普及が進まない

⇒NISA・ジュニアNISA制度を普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、国民の自助努力による資産形成を支援するためには、制度の恒久化が必要

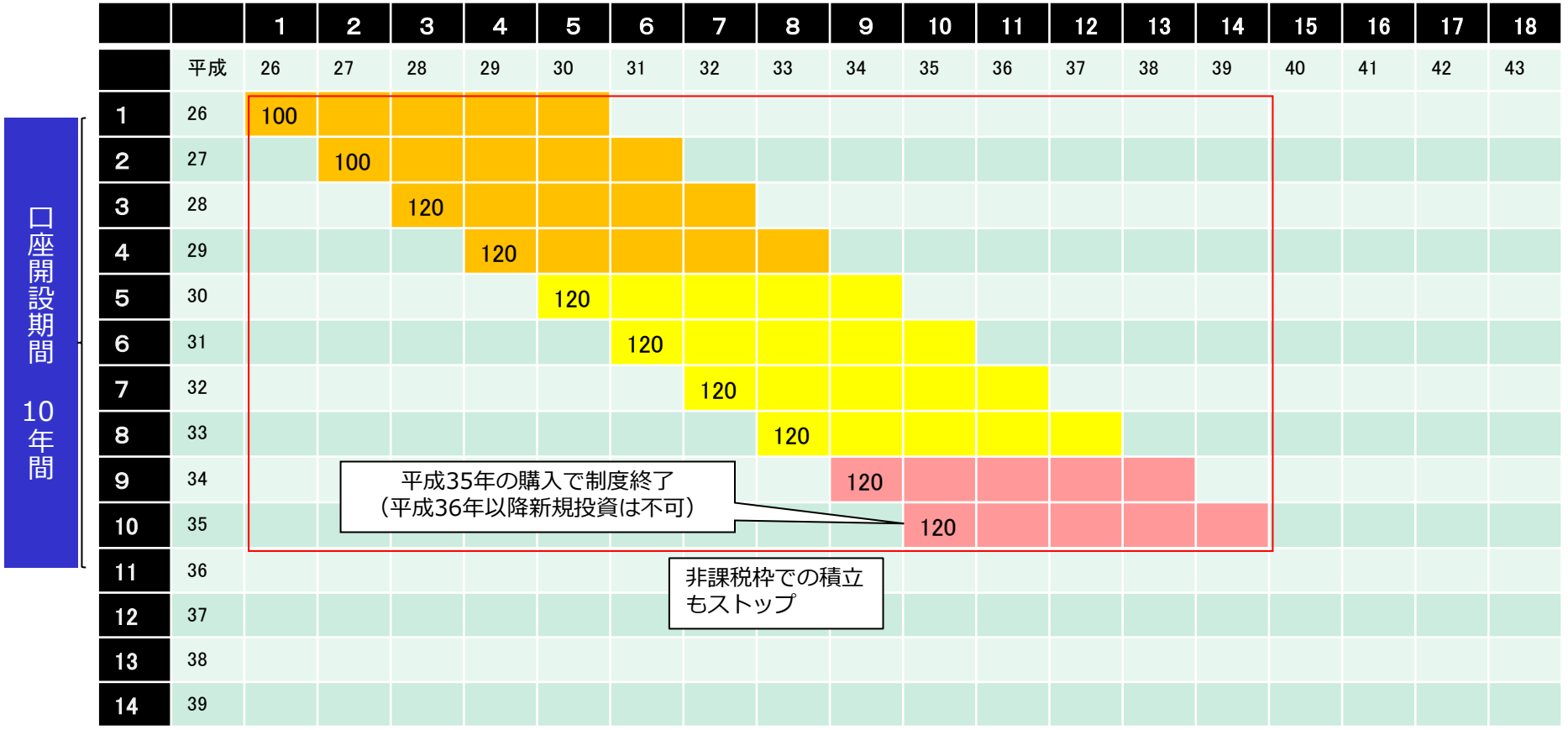

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考４）NISAの実績（平成27年3月末時点）

- ＮISA口座数は921 万2,167 口座
  ⇒成人人口の8.8%が利用
- NISA買付額は5 兆1,936 億円

【参考】日本の人口（2014年10月）
全人口：　127,083,000人
うち20歳以上の人口：104,843,000人
うち20歳未満の人口：　22,238,000人

1.平成27年６月までのNISA口座数の推移

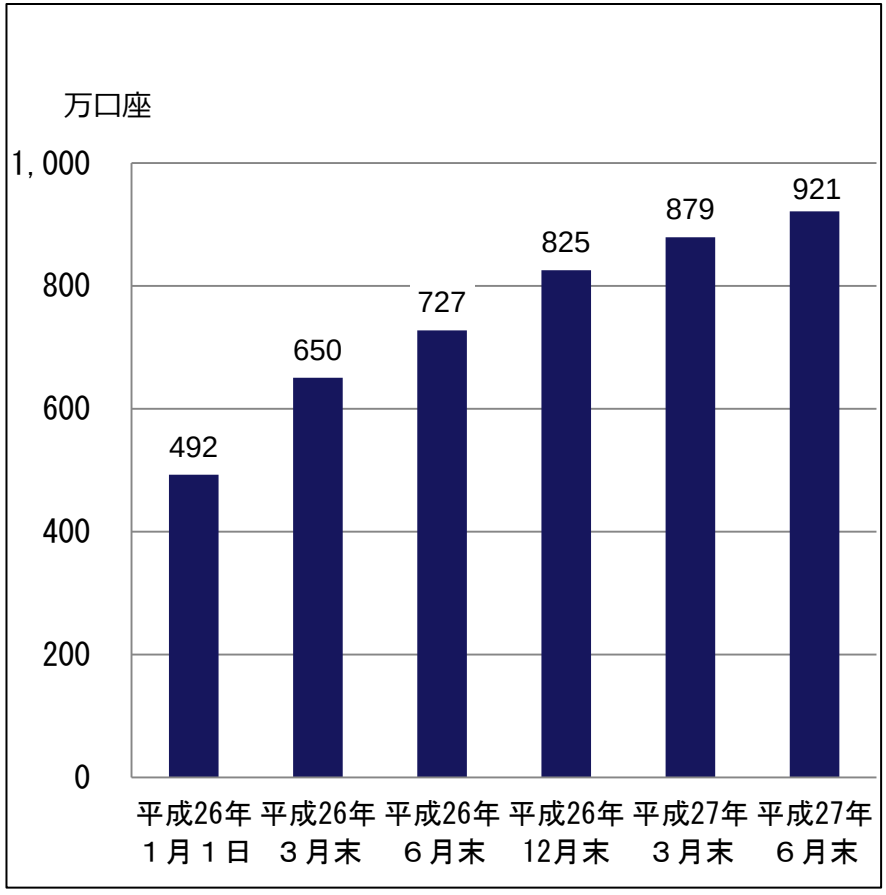

2.平成27年６月までのNISA口座における買付額の推移

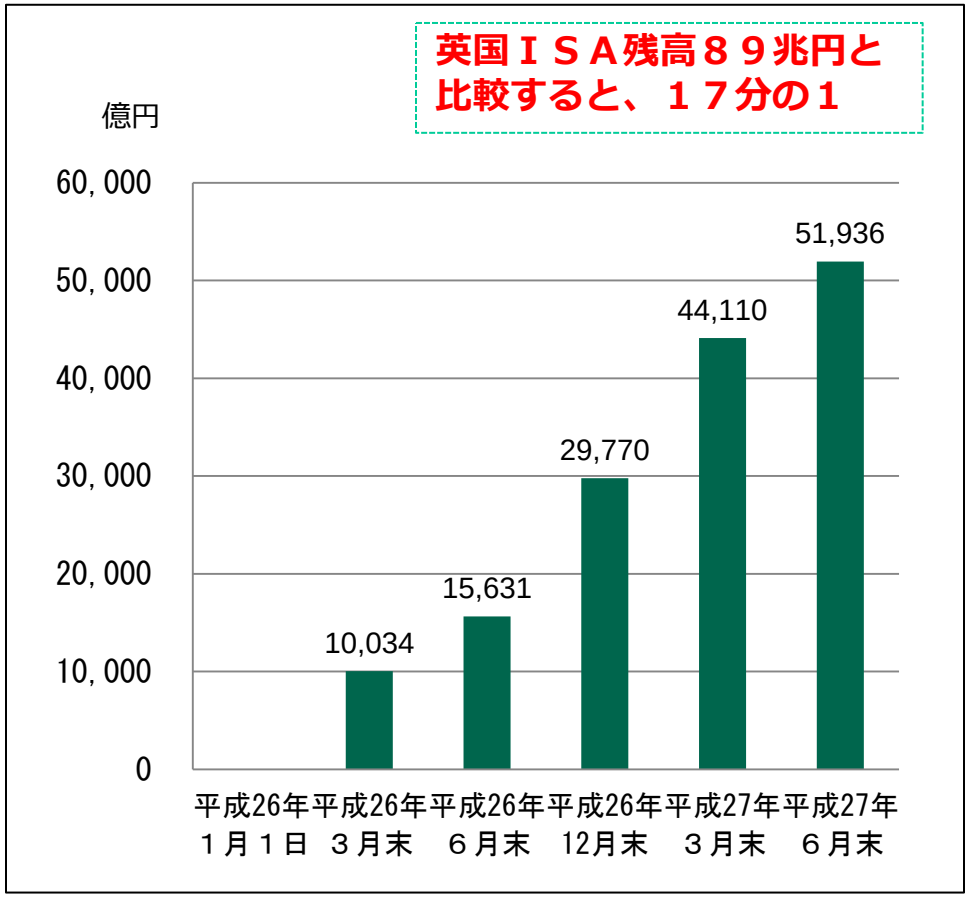

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考５）英国ISA・ジュニアISA制度の概要

	英国ISA	英国ジュニアISA
制度を利用可能な者（口座開設者）	18歳以上の居住者 （預金型は16歳以上）	18歳未満の居住者
口座開設が可能な金融機関	証券会社、銀行等	
非課税対象	株式、債券、投資信託、預金、保険、MMF等の利子、配当、譲渡益等	
非課税期間	非課税期間の制限なし	
年間拠出上限額	15,240ポンド ＝289万円※ （2015.4.6～2016.4.5）	4,080ポンド ＝77万円※ （2015.4.6～2016.4.5）
口座開設期間	1999年4月～恒久	2011年11月～恒久

※１ポンド＝190円で計算

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考６）英国ＩＳＡの利用者の推移

- 英国ISA口座数は2,268万口座
  ⇒成人（18歳以上）人口の44.5%が利用

【参考】英国の人口（2015年6月30日）
全人口： 64,596,800人
うち18歳以上の人口： 50,909,146人
うち18歳未満の人口： 13,687,654人

Source: Office for National Statistics, National Records of Scotland, Northern Ireland Statistics and Research Agency

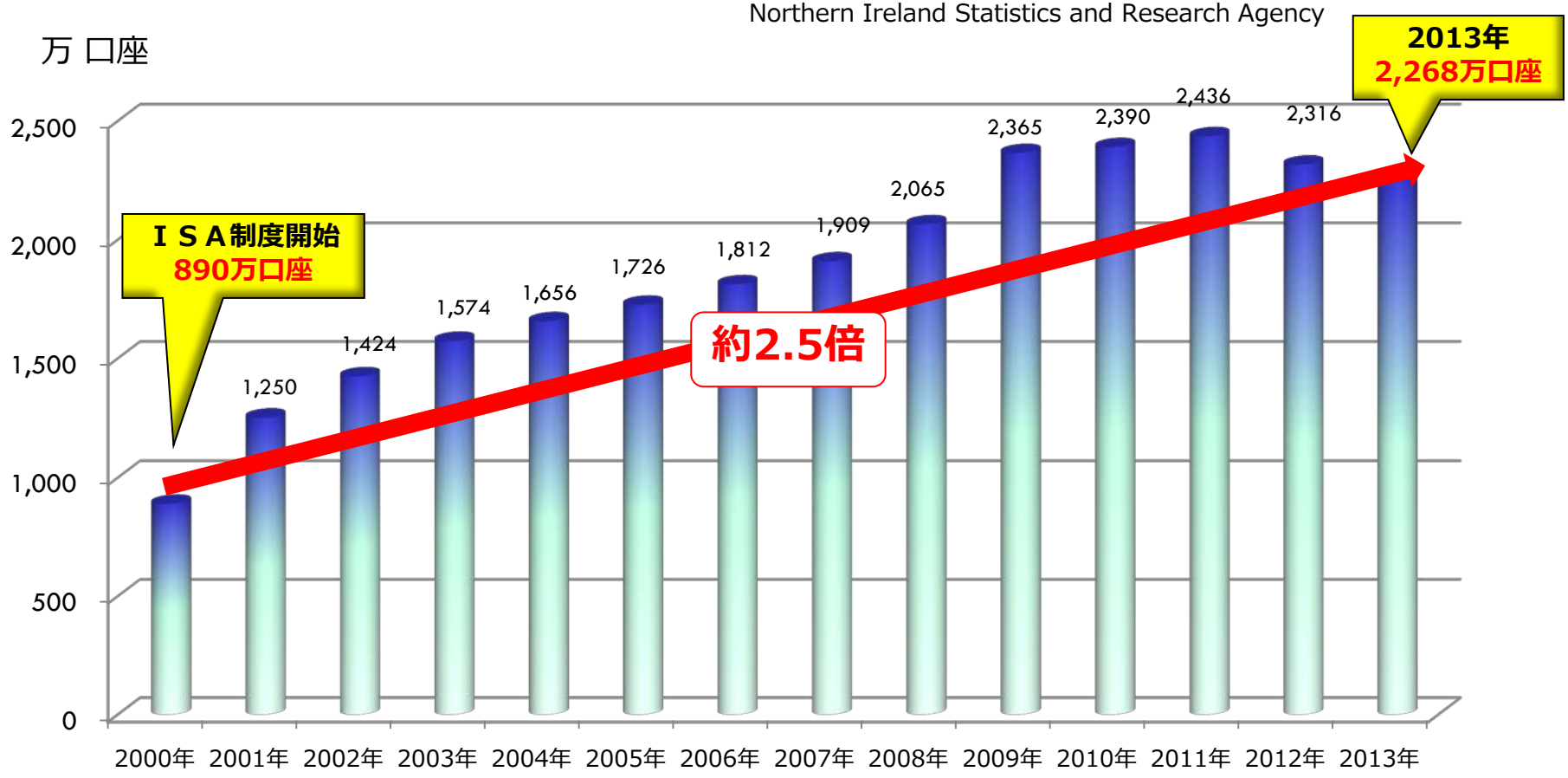

Source: HM Revenue & Customs , Individual Savings Account(ISA) Statistics
9.7 Individual Savings Accounts (ISAs) All ISA holders

※各年の4月5日（英国課税年度末）現在の口座数

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考７）英国ＩＳＡの資産残高の推移

- 英国ISAの資産残高は4,696億ポンド（2014年4月）

１ポンド＝190円で計算すると、
残高　89兆円

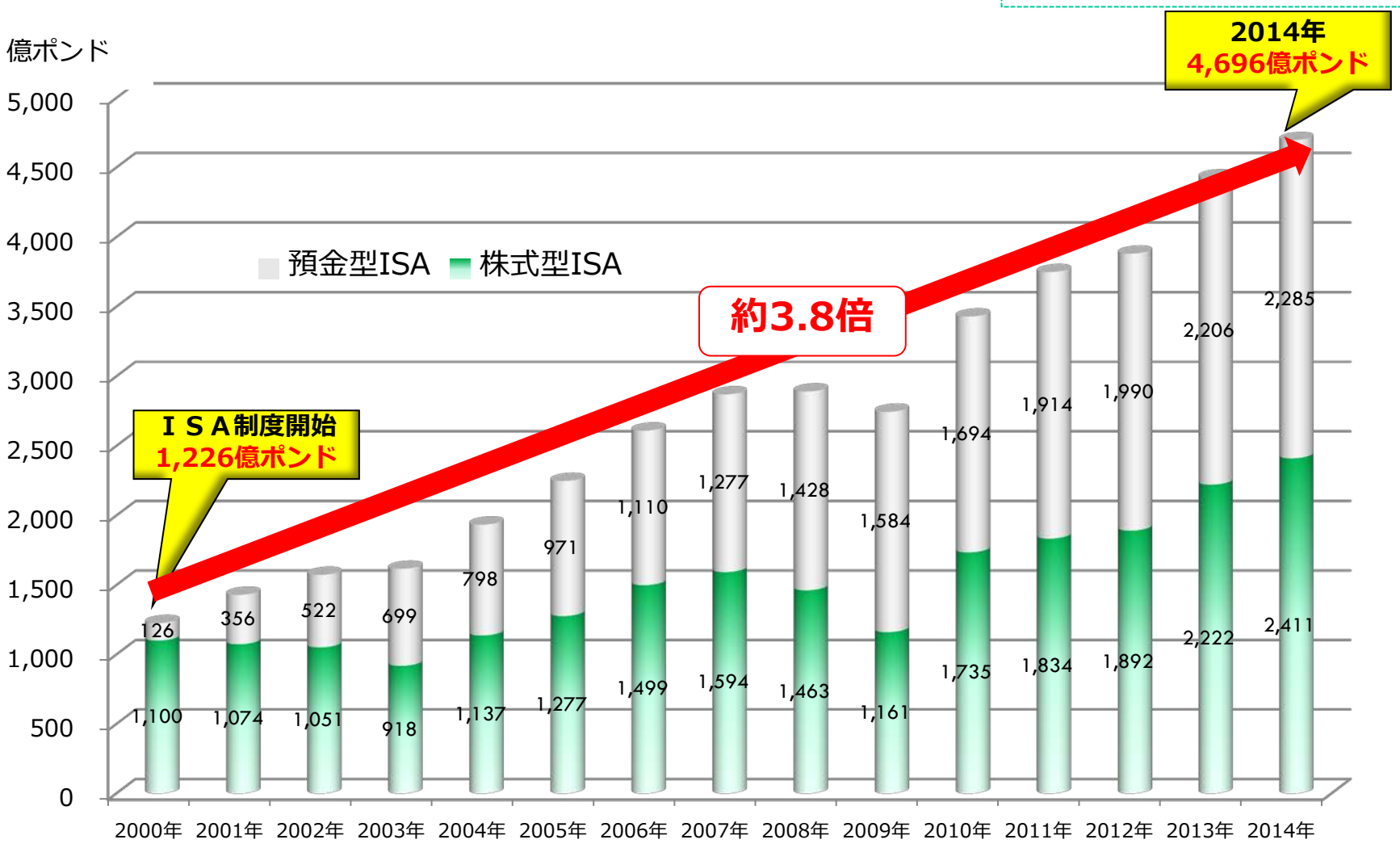

Source: HM Revenue & Customs , Individual Savings Account(ISA) Statistics
9.6 Individual Savings Accounts (ISAs) Market value of funds

※各年の4月5日（英国課税年度末）現在の残高

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考８）英国ジュニアＩＳＡの口座数・資産残高の推移

- 英国ジュニアISAの口座数は、43万口座（2014年4月）
- 英国ジュニアISAの資産残高は11億ポンド（2014年4月）

万 口座

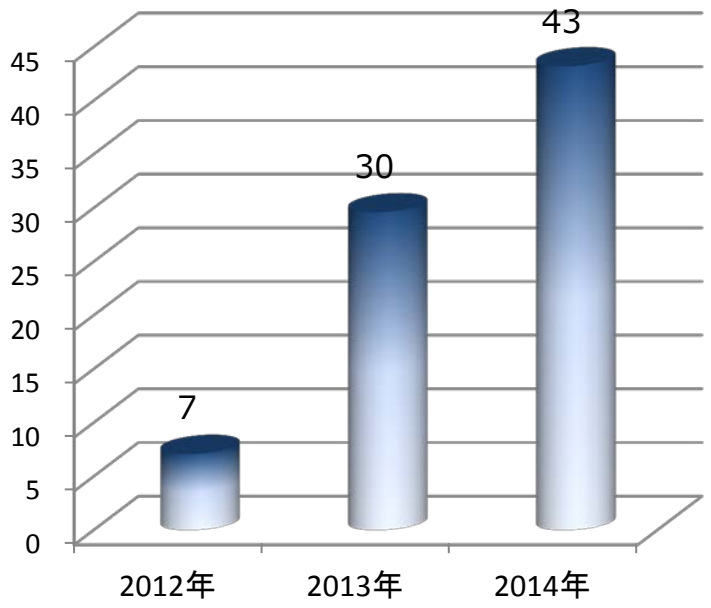

億ポンド

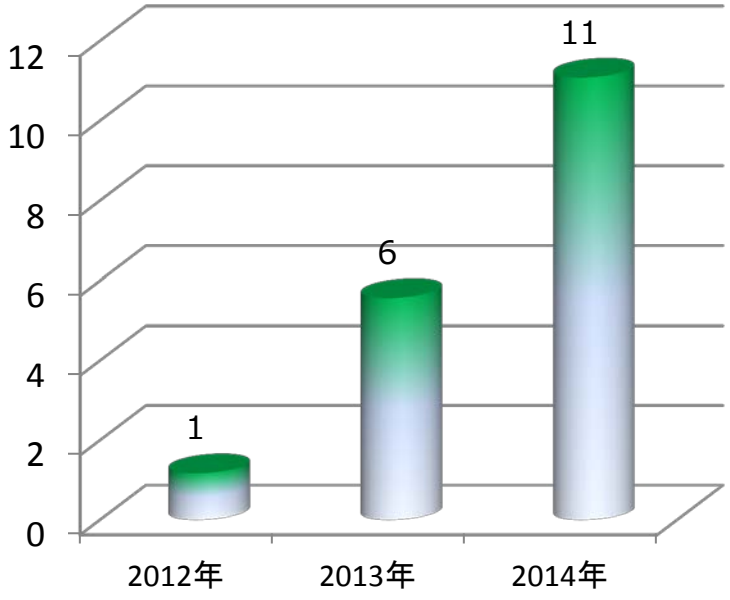

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

②スイッチングを認めること

・ポートフォリオのメンテナンスの手段を確保する観点から、スイッチングを認めていただきたい

※スイッチングとは、NISA口座及びジュニアNISA口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすることをいう

現行

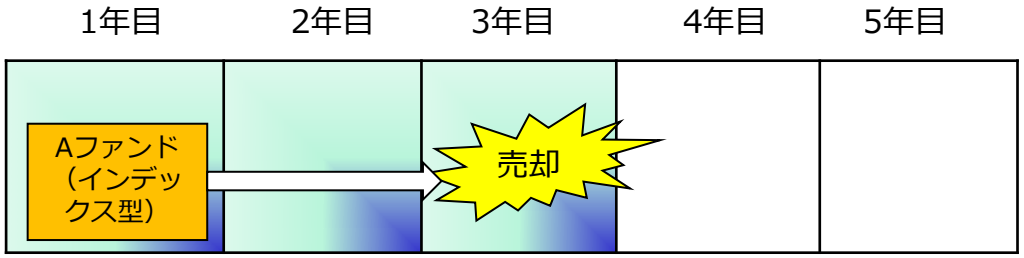

３年間で非課税制度の恩典は終了してしまう

非課税期間の恒久化も要望

要望

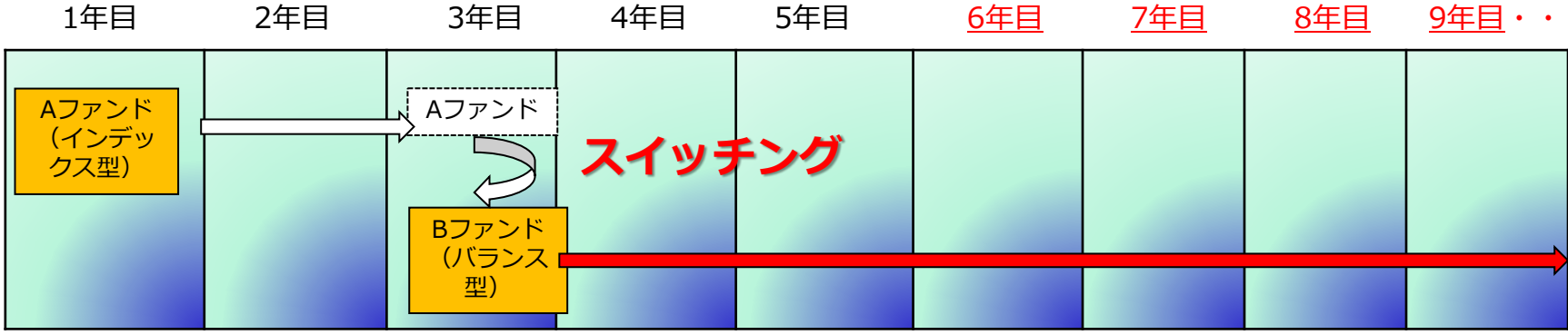

スイッチング後も非課税制度の恩典を受けることができる

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考９）NISA・ISAのスイッチング

	日本NISA	英国ISA
スイッチング	**不可** **・口座内の商品を一旦売却すると、非課税制度の恩典が終了** **・分配金の再投資なども年間投資上限額にカウントされる（上限を超える再投資は不可）**	**可能** **・口座内の商品を一旦売却し、新たに購入した商品についても非課税の恩典が継続** **・分配金の再投資なども拠出額にカウントされない**

○英国ISAのスイッチングについて

「英国の ISA（Individual Savings　Account）の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～」（平成 24 年11 月　日本証券業協会）より

英国の ISA は投資対象の金融商品をスイッチングにより随時変更することが可能であり、ラップ金融商品的な性質を有しているといえる。このため、英国居住者は、ISA について「非課税となる」ラップ金融商品又はラップ口座のようなものとして認識している。

ISA が税制措置を伴うラップ的な金融商品として認識され、また、年金のように引出制限が設けられていないシンプルな仕組みである・・・

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

③NISA口座開設手続について、住民票の写し等の提出を不要とすること

【NISA口座開設時の手続簡素化】

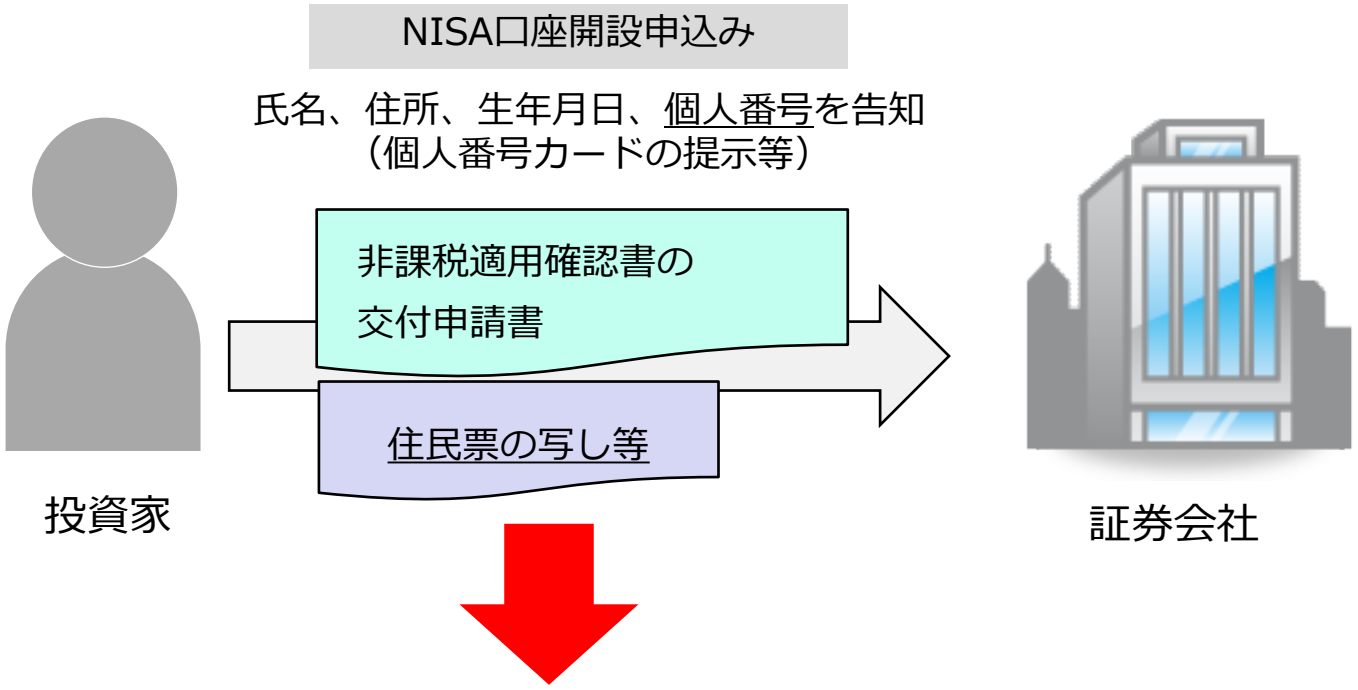

【要望】
個人番号によって重複口座の確認を行うことにより、住民票の写し等の提出を不要とする

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2．確定拠出年金制度の拡充

○確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
○拠出限度額については、マッチング拠出のあり方の議論も踏まえて、適切な額に引き上げること
○中途引出要件を緩和すること

○確定拠出年金等に係る特別法人税

特別法人税	積立金に対して、1.173%（毎年） ～平成29年3月末まで課税凍結

⇨ **撤廃**

○企業型ＤＣ（確定拠出年金）の拠出限度額

被保険者	年間拠出限度額（月額）
他に企業年金なし	660,000円（55,000円）
他に企業年金あり	330,000円（27,500円）

引上げ

○個人型ＤＣ（確定拠出年金）の拠出限度額

被保険者		年間拠出限度額（月額）
第１号（自営業者）		816,000円（68,000円）
第２号（会社員等）	企業年金制度なし	276,000円（23,000円）
	企業型DC加入者（他に企業年金なし）	240,000円（20,000円）
	企業型DC加入者（他に企業年金あり）	144,000円（12,000円）
	DB加入者	
	公務員	
第３号（専業主婦）		276,000円（23,000円）

引上げ

○中途引出要件

企業型ＤＣの資格喪失時に、資産規模が一定以下の場合や個人型年金の加入資格がない場合（※）以外は中途引き出しは不可
※ 手数料相当分を運用で賄うことが困難であること等の理由から設けられている例外規定

⇩

現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められておらず、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘がある

→特に、中小企業を中心とした制度の普及・促進に向けては、困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入するなど、中途引出要件の緩和が必要

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3．金融所得課税一体化の促進等

○金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

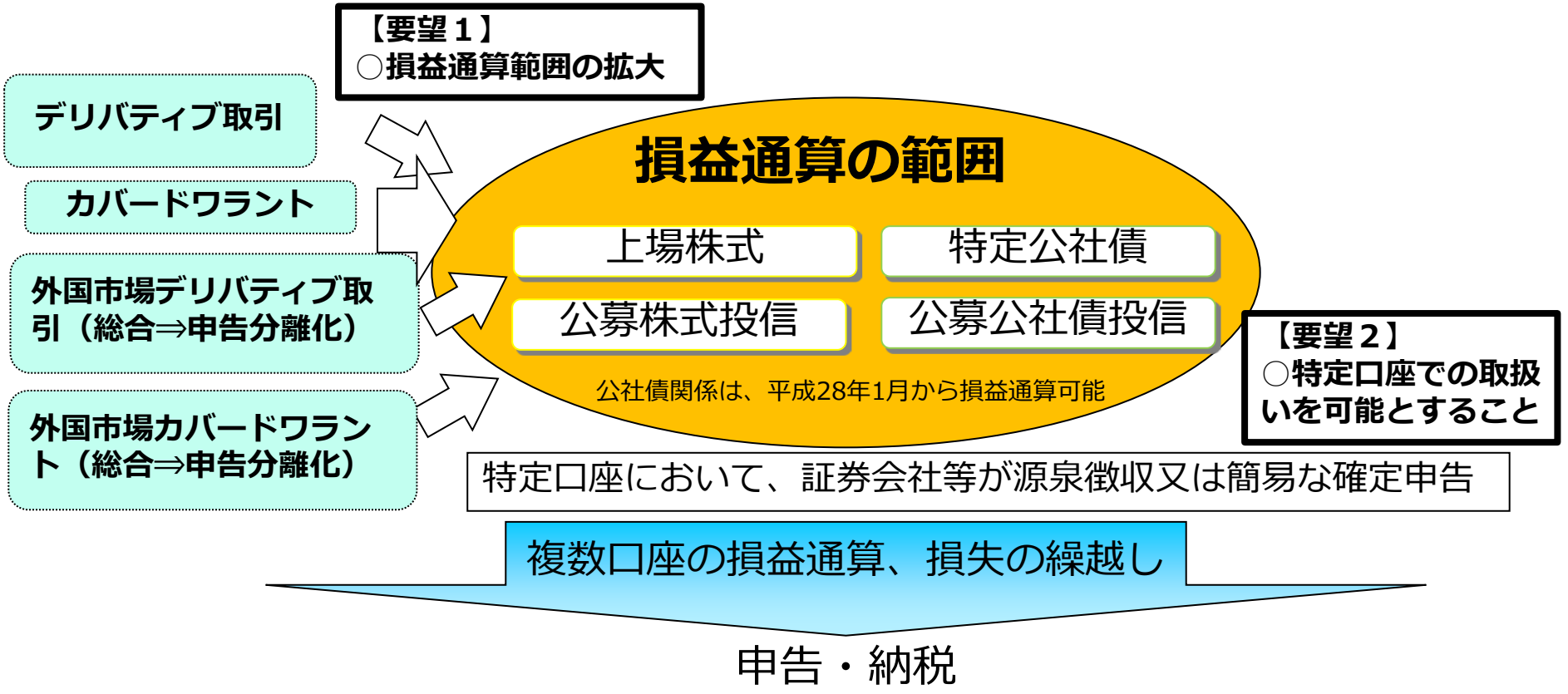

【留意点】
○実施に当たっては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

４．上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

○ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行３年間）を延長すること

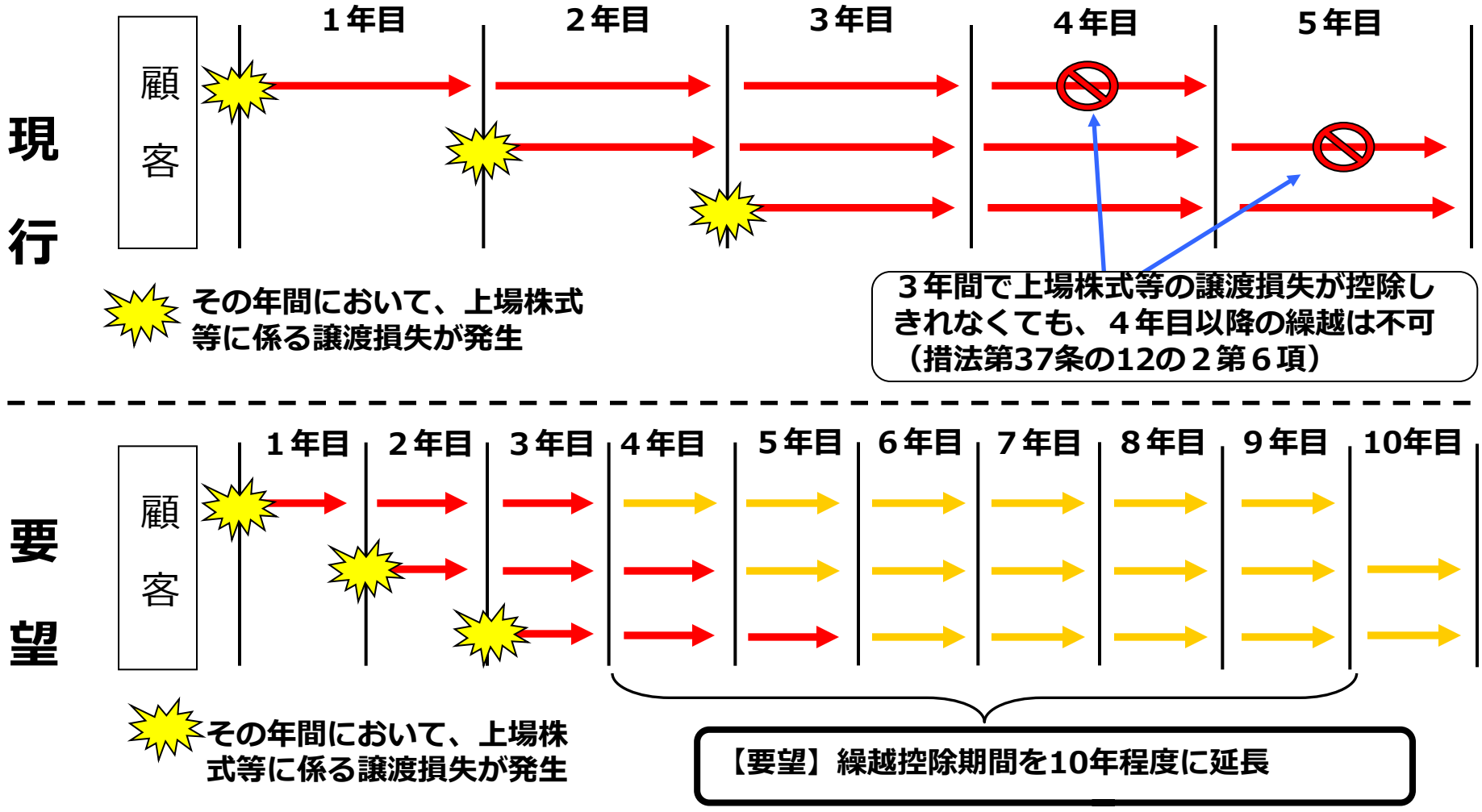

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

5．上場株式等の相続税評価額等の見直し

○上場株式（ETF及びREITを含む。）並びに公募株式投資信託については、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと

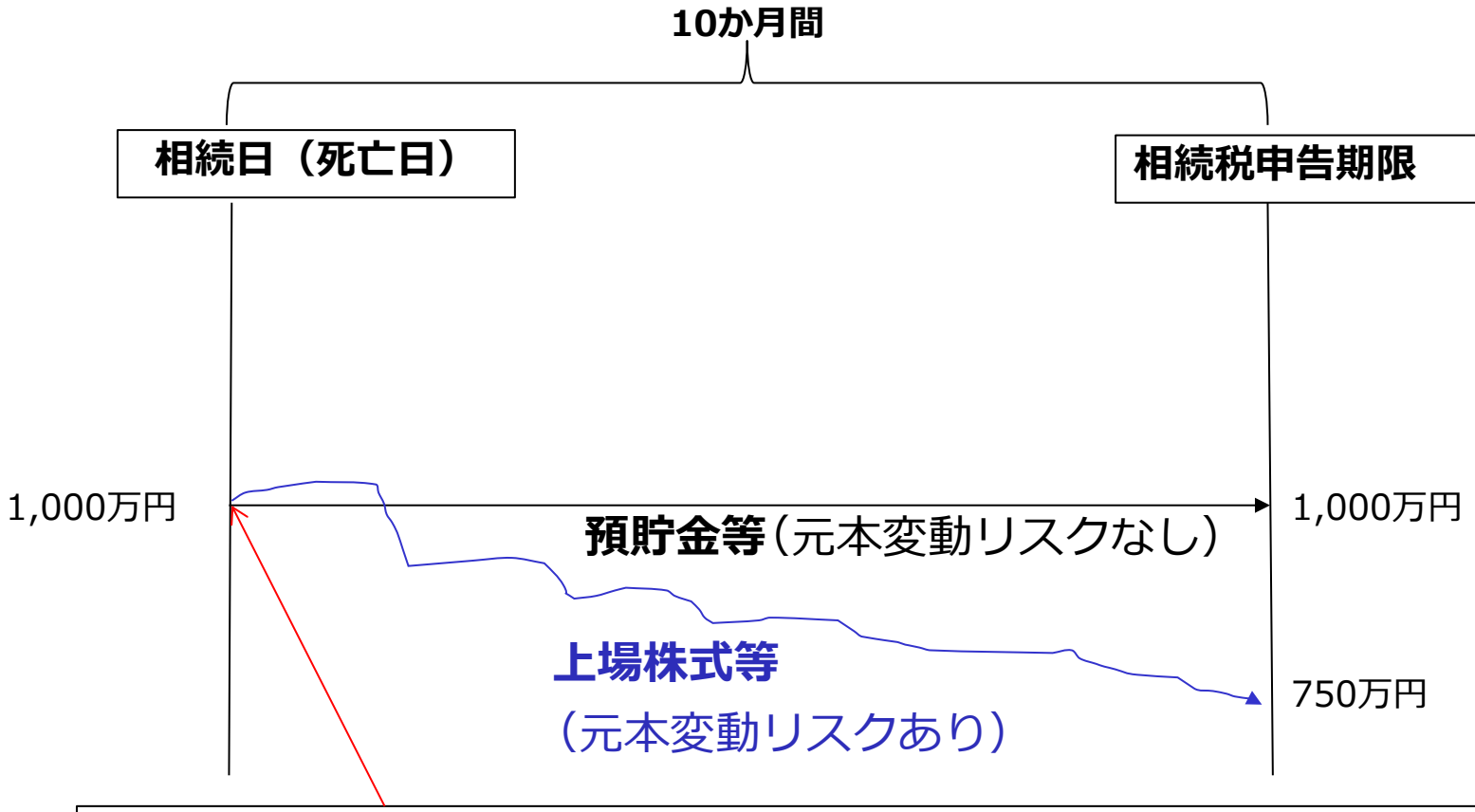

【要望】
上場株式等については、現行制度における評価額（時価）の70%～80%程度としていただきたい

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考10）不動産（土地・建物）と上場株式との相続税評価額の比較

土地

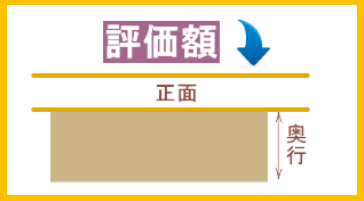

相続税評価額

路線価
（年１回（1月1日）のみ算定）

公示地価（時価）の80%程度

上場株式と比べて評価額が割安

建物

相続税評価額

固定資産税評価額
（3年ごとに算定）

建築費（取得費）の50～70%

上場株式

相続税評価額

株価（取引所終値）
（毎日算定）

時価（※）の100%

※死亡日の株価（または当月、前月、前々月の平均株価）

不動産と比べて評価額が割高

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

６．配当の二重課税の排除

○配当の二重課税排除の徹底を図ること

【配当課税】

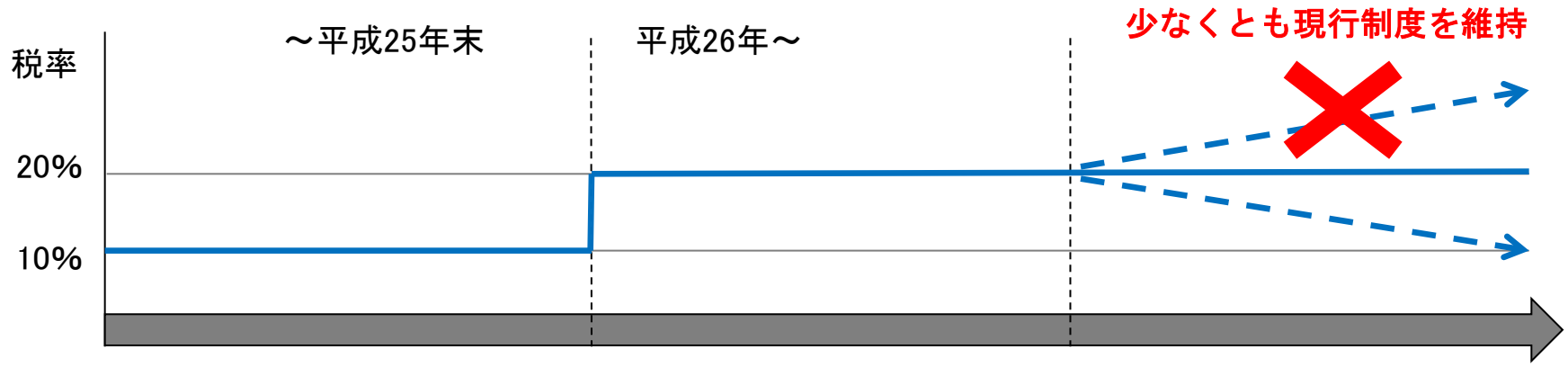

【受取配当金の益金不算入】

持株割合	益金不算入割合
3分の1以上	100%
5%超～3分の1以下	50%
5%以下	20%

二重課税の発生

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7．投資信託・投資法人税制の見直し（インフラファンド）

○投資法人が導管性を果たしつつ、恒久的にインフラ資産を過半超取得・保有することを可能とすること

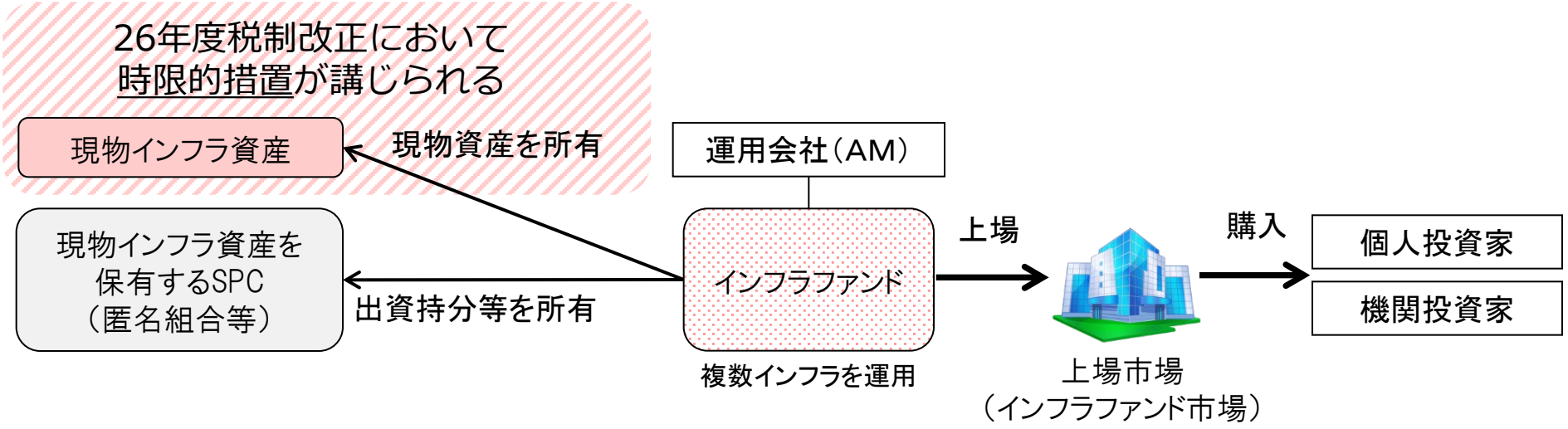

【要望】

○インフラファンドの導管性要件にかかる時限的な措置（再生可能エネルギー発電設備の取得期間【平成29年３月末まで】・再生可能エネルギー発電設備を50%超保有できる期間【10年間】）の撤廃などを要望

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

８．特定口座制度の拡充

○特定口座間における同一銘柄の一部贈与を可能とすること

【贈与による特定口座間移管】

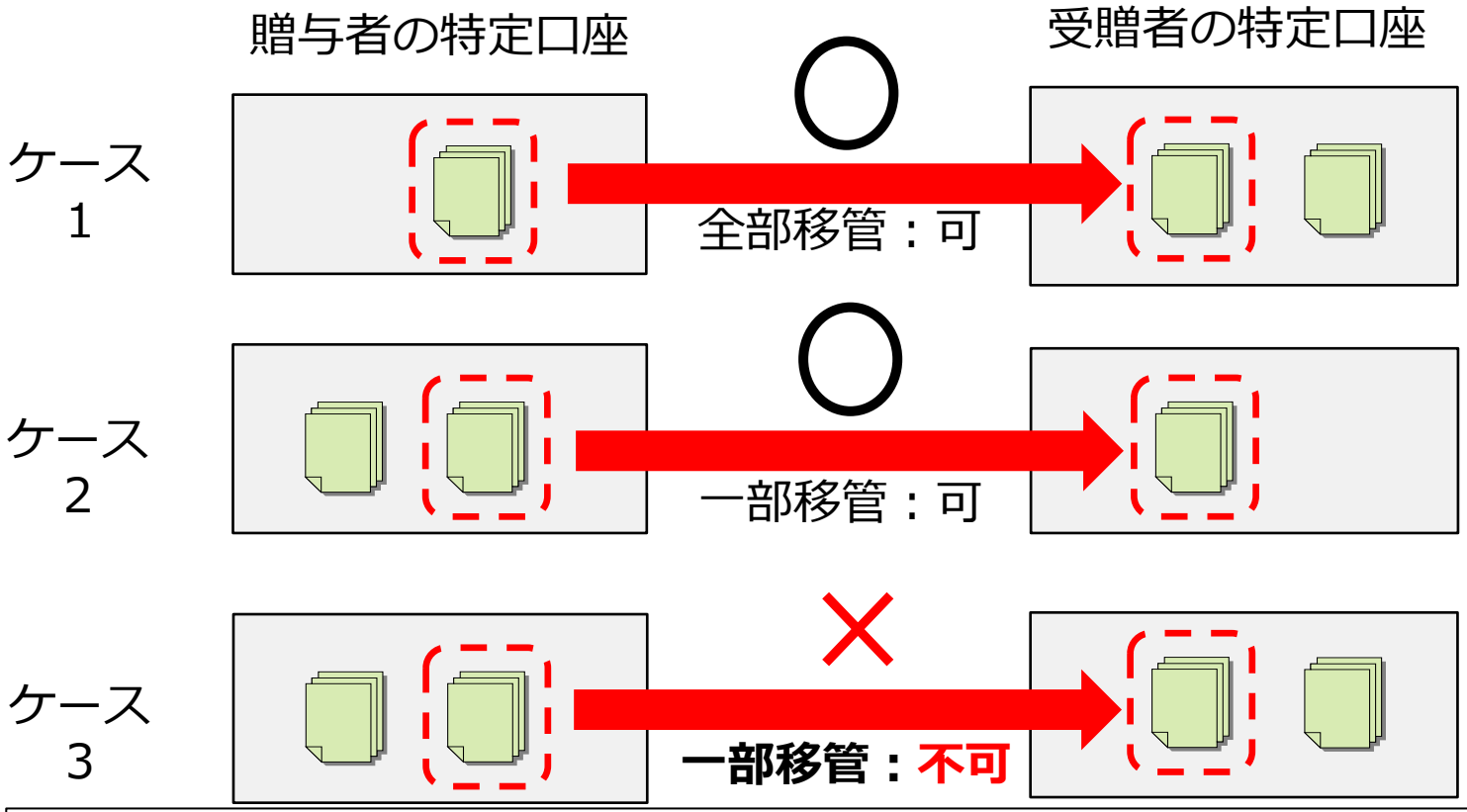

【要望】
移管先の口座に同一銘柄が保有されている場合であっても、課税上弊害がないことを要件として、特定口座間の一部移管を認めていただきたい

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

９．マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

○顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書に記載する「個人番号」を削除すること

【個人番号が記載される顧客交付書面】

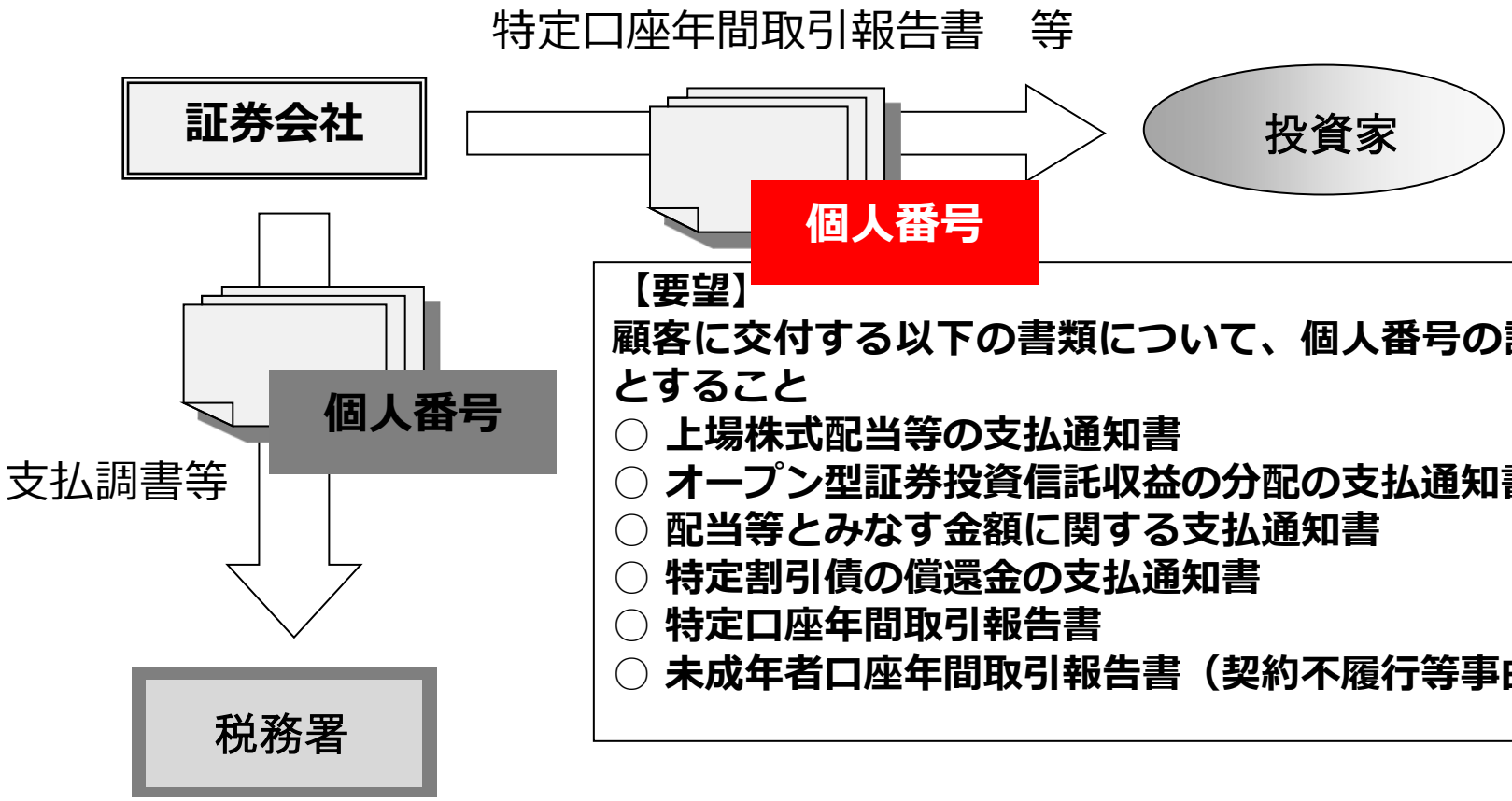

【要望】

顧客に交付する以下の書類について、個人番号の記載を不要とすること

- ○ **上場株式配当等の支払通知書**
- ○ **オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書**
- ○ **配当等とみなす金額に関する支払通知書**
- ○ **特定割引債の償還金の支払通知書**
- ○ **特定口座年間取引報告書**
- ○ **未成年者口座年間取引報告書（契約不履行等事由発生時）**

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

○既に税法上の告知（個人番号の告知を含む）を行った者が、その後に、NISA口座等開設等の告知を行う場合には、番号告知等を不要とすること

【個人番号を告知済みの顧客が特定口座を開設するケース】

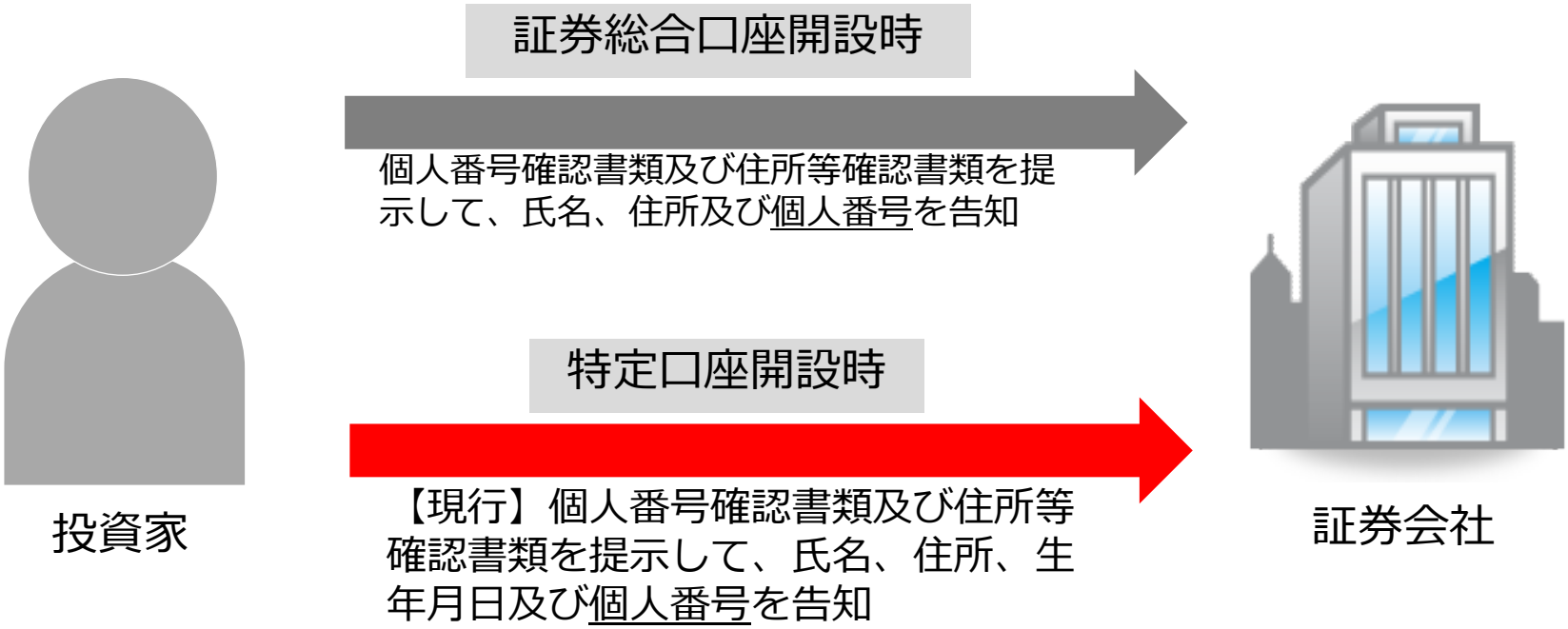

【要望】
既に氏名、住所及び個人番号を告知している場合には、改めて告知を行う場合であっても、住所等確認書類を提示して、氏名、住所及び生年月日を告知することでよいこととしていただきたい

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

10. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

○外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う外国為替取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る証拠金から生じる利子を非課税とすること

【外国金融機関との店頭デリバティブ取引】

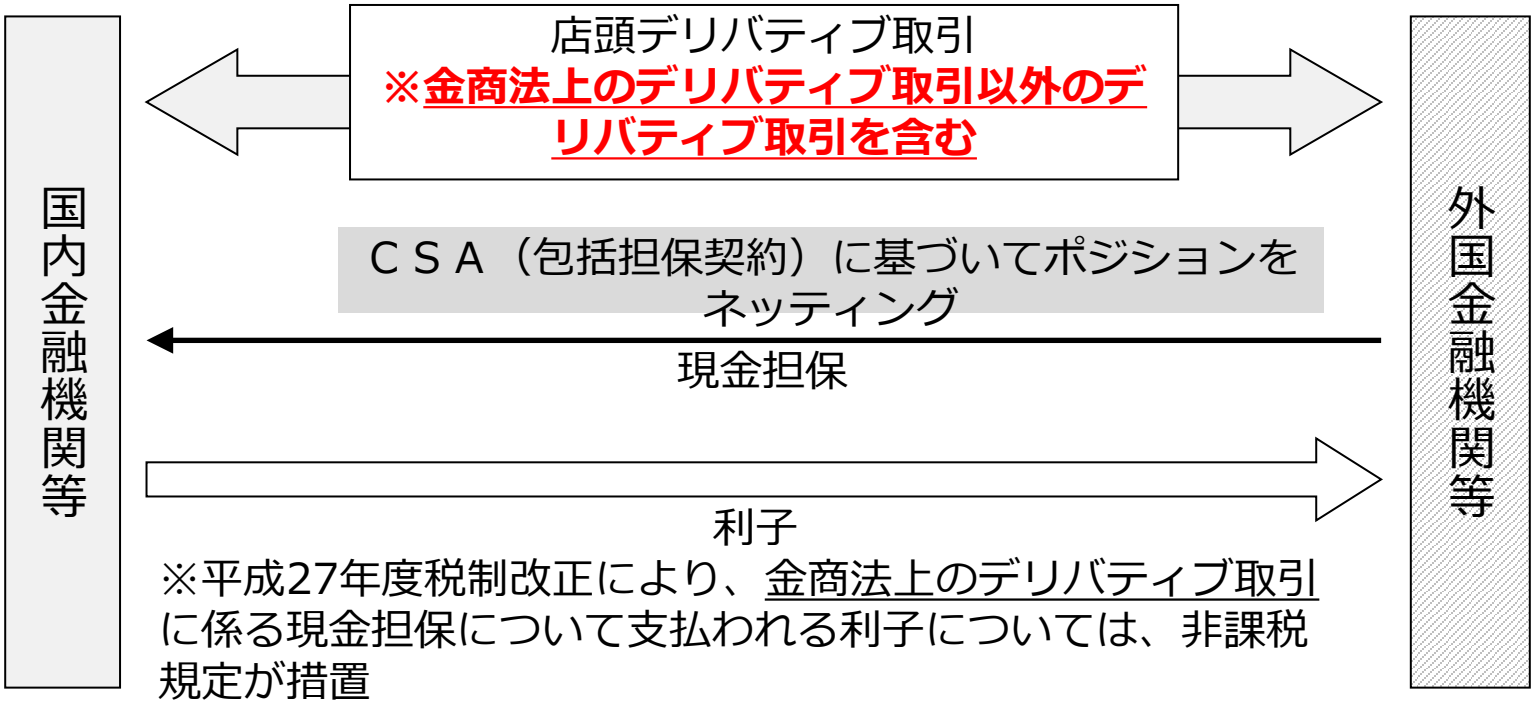

※平成27年度税制改正により、金商法上のデリバティブ取引に係る現金担保について支払われる利子については、非課税規定が措置

【要望】
外国為替取引及び店頭商品デリバティブ取引についても、現金担保に係る利子の源泉徴収が免除される店頭デリバティブ取引に含めていただきたい

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

○外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例の適用対象となる取引の相手方に「外国ファンド」を追加すること

【英国関連金融機関を介した海外投資家とのレポ取引等】

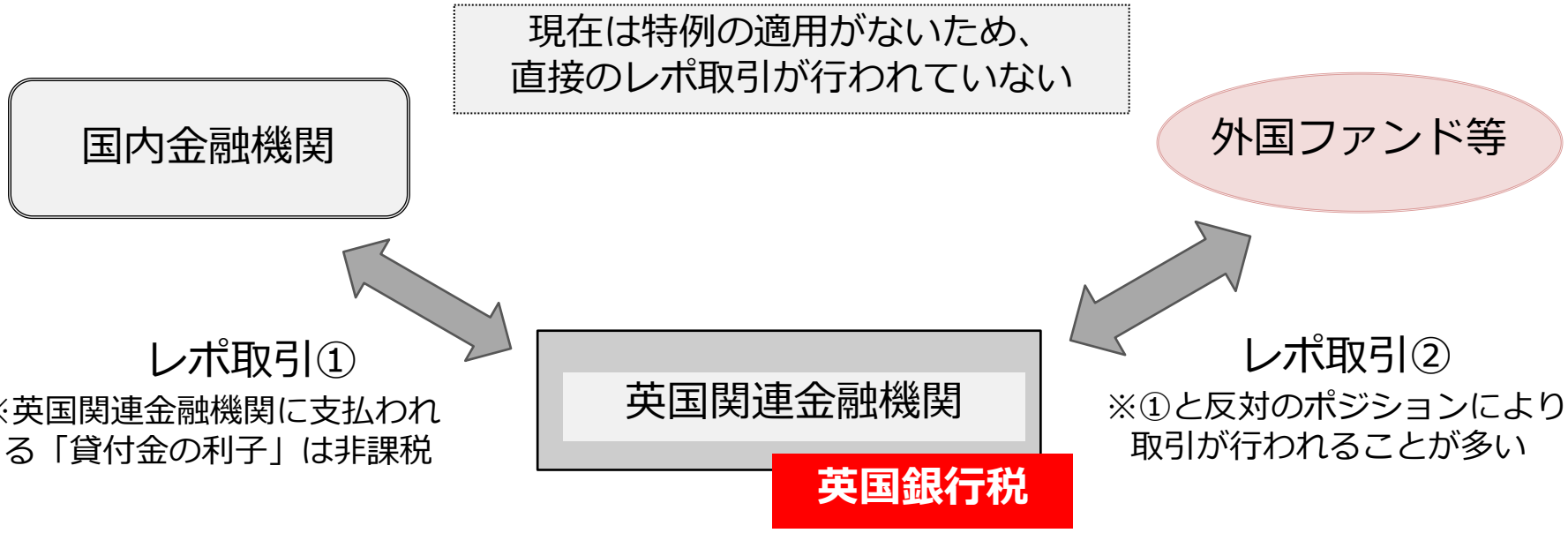

英国関連金融機関は、国際的なレポ市場における「仲介者」の役割を果たしているが、日本国債の格下げに伴って英国銀行税が課されることにより、その役割を継続することが困難

【要望】
国内金融機関が外国ファンドと直接レポ取引を行う場合についても、「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象とすることを要望

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.